

# PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定・運用 の手引の改定について

令和8年2月24日

第16回事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定・運用の手引の改定の概要

地方公共団体における優先的検討規程の策定及び運用の推進を目的として、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（令和4年9月）」及び「同運用の手引（平成29年1月）」を、以下のとおり見直す。

- (1) 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の令和7年6月改定の反映
- (2) 優先的検討規程運用支援等で把握した規定運用上の課題に基づく解説の充実
- (3) 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」と「同運用の手引」の統合・再編

## (1) 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の令和7年6月改定の反映

指針改定の主な内容（以下の①～④）に基づき、規程の作成例を改正するとともに、これらの取組を推進する目的や意図を理解しやすいよう、解説を追加した。

- ① 優先的検討規程の策定及び運用が求められる対象を、人口5万人以上の地方公共団体へ拡大
- ② 分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進
- ③ 多様な効果による評価の促進
- ④ 対象事業の基準の柔軟な設定

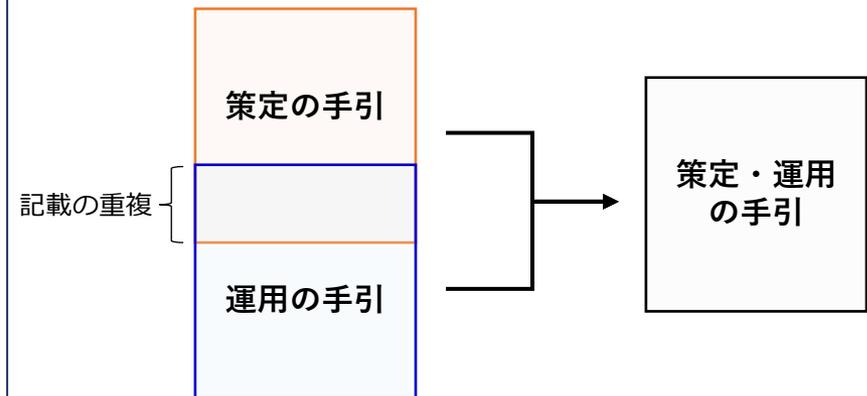
## (2) 規程運用上の課題に基づく解説の充実

過年度に実施した支援等で把握した課題について、地方公共団体が円滑に規定を運用する上での留意事項として論点を整理（以下の①～⑨）し、それらに関する解説や、上手く運用している団体の事例を紹介するなど、記載を充実させた。

- ① 庁内体制の整備
- ② 対象事業基準の柔軟な設定
- ③ 分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進
- ④ 適切なPPP/PFI手法の選択の考え方
- ⑤ 公的不動産の利活用における検討プロセス
- ⑥ 官民対話（サウンディング）の進め方
- ⑦ 簡易な検討における留意点
- ⑧ 地域企業の参画促進
- ⑨ 優先的検討段階における収益化の検討

## (3) 「策定の手引」と「運用の手引」の統合・再編

2つの手引で重複した記載があることや、「運用の手引」は平成29年1月時点のもので現在の実情にあわない記載も一部あることから、2つの手引を統合して再編することで、地方公共団体職員が読みやすい構成に見直した。



# (1)「優先的検討指針」の令和7年6月改定の反映

<指針改定（令和7年6月）の主な内容>

## ① 優先的検討規程の策定及び運用が求められる対象を、人口5万人以上の地方公共団体へ拡大

指針改定（令和7年6月）の主な内容①に基づき、手引を以下のとおり見直し、人口規模の小さな地方公共団体における規程策定に向けた機運醸成を図るとともに、人口規模に見合った規程の策定・運用を支援。

- i) これまでの指針改定の経緯や、規程策定の効果等についての説明を追加
- ii) 人口10万人未満の地方公共団体における事例を拡充

### i) 記載内容の一例

#### はじめに

#### 2. PPP/PFI優先的検討

##### (1) 優先的検討指針と地方公共団体等への要請

PPP/PFIの導入に向けては、**公共施設等の整備・運営に関する構想・計画段階から、その活用の可能性を検討することが極めて重要**です。こうした観点から、内閣府では「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を平成27年に定め、(中略)「**優先的検討規程**」を策定及び運用するよう、**人口が一定規模以上の地方公共団体等へ要請してきた**ところです。

表 1 優先的検討規程策定及び運用に係る地方公共団体等への主な要請

平成 27 年 12 月 ※指針制定	国および人口 20 万人以上の地方公共団体に対して、規程の策定を平成 28 年度末までに行うよう要請
令和 2 年 12 月	規程未策定の人口 20 万人以上の地方公共団体における早急な策定を要請
令和 3 年 6 月 ※指針改定	規程未策定の人口 20 万人以上の地方公共団体における早急な策定を要請 人口 10 万人以上 20 万人未満の地方公共団体に対して、規程の策定を令和 5 年度末までに行うよう要請
令和 7 年 6 月 ※指針改定	人口 5 万人以上の地方公共団体に対して、早急な策定を要請 規程策定済の地方公共団体に対し、指針の改定内容を踏まえた既存の規定の改定を要請

##### (2) 優先的検討規程策定の効果

規程の策定は、PPP/PFI 導入に向けた**検討プロセスを制度的に位置づけ、検討対象事業や判断手続き等を明確化する**ものです。これにより、**関係部局間の調整・判断手続きの効率化といった実務的な効果**が期待できます。また、検討が必要な事業を漏れなく相上に乗せる仕組みが整うことで、個々の職員の判断や知識に過度に依存せず、**組織として一貫性のある対応が可能**となります。

さらに、規程に基づいて適切な案件が積極的にPPP/PFI手法の対象とされることで、民間の創意工夫や資金を活かした事業の実現可能性が高まり、PFI の持つ財政負担の平準化やサービスの質向上といった効果も、地域において一層発揮されることが期待されます。

実際に、規程を策定・運用している人口20万人以上の地方公共団体においては、**規程策定前はPFI 手法の導入件数が概ね 5年に 1 件のペースで推移していましたが、規程策定後は、概ね 2年に 1 件のペースで案件が形成されています**。このように、**規程の策定・運用は、PPP/PFI 手法の導入を促進する上で効果的である**と考えられます。

### ii) 記載内容の一例

#### 3-1. 対象事業の基準

##### (4)補足

##### ②人口20万人未満の団体における対象事業基準の設定事例

##### ■愛知県豊明市（人口約6.8万人）における事例

豊明市では、市が策定している公共施設の「個別施設計画」における今後の事業計画の状況や、他の地方公共団体の事業費基準の調査・ヒアリング等、複数の視点から検討を行い、独自の事業費基準を設定しています。

具体的には、豊明市と人口規模が同程度の多くの地方公共団体が事業費基準を10億円以上に設定していることを参考にしつつ、「個別施設計画」で今後10年間に予定されている整備（建替え、改修、修繕更新等）については、1件あたり10億円以上となる事業がほとんどないことから、事業費基準を引き下げて独自基準を設定するものとなりました。

また、独自基準を設定している他の地方公共団体へヒアリングを行ったところ、豊明市と同様に事業規模が10億円以上の事業はほとんどないものの、幅広い事業を検討するため、公共施設等の整備については事業費基準を1億円以上に設定していることが分かりました。

これらの結果を踏まえ、豊明市の方針として、複数施設の包括管理事業や指定管理施設等を含めた既存施設の維持管理運営に民間活力の活用を推進していく中で、今後も事業費規模の小さい事業が多く想定されることから、建設・製造・改修等の整備については事業費が1億円以上、維持管理運営事業については単年度3,000万円以上を優先的検討の対象とする独自基準を設定しています。

第5条 次の各号に該当する公共施設整備事業を優先的検討規程の対象とする。

- (1) 民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準等を満たす公共施設整備事業
  - ア 事業費の総額が1億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
  - イ 単年度の事業費が3,000万円以上の公共施設整備事業(運営等を行うものに限る。)
  - ウ その他優先的検討を行う必要があると判断した公共施設整備事業

出典：豊明市PPP/PFI手法導入優先的検討規程

# (1)「優先的検討指針」の令和7年6月改定の反映

<指針改定（令和7年6月）の主な内容>

## ② 分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進

指針改定（令和7年6月）の主な内容②に基づき、手引を以下のとおり見直し、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成に向けた検討を促進。

- i) 分野横断型事業や広域型事業を含む公共施設等の集約又は複合化等を検討する場合を、優先的検討の開始時期にするよう規程の例を改正
- ii) 「分野横断型又は広域型PPP/PFIを推進することにより事業費基準を満たす可能性がある事業」を、優先的検討の対象とするよう規定の例を改正

### i) 記載内容の一例

#### 2. 優先的検討開始時期

##### (2)解説

民間事業者の参入を促進するには一定の事業規模を確保することが望ましく、単独の施設分野や施設数、地方公共団体だけでは、一定の事業規模を確保できない場合には、類似施設や共通業務の統合による分野横断型PPP/PFI又は広域型PPP/PFIの推進が有効であることから、それらについても、優先的検討の対象とすることが望ましいとしています。

##### (3)規程の例

#### 2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、優先的検討を行うものとする。

- 一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）IVの「行動計画」及び「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき

#### 五 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合

**六 公共施設等の集約化又は複合化（分野横断型事業や広域型事業を含む。）等**を検討する場合

#### 3-1. 対象事業の基準

##### (2)解説

##### ■規程策定のポイント

（前略）個々の公共施設等整備事業では事業費基準を満たさない場合であっても、分野横断型PPP/PFI又は広域型PPP/PFIを推進することで、事業費基準を満たす可能性があることから、規程例においては3二八として、記載を追加しています。

なお、分野横断型PPP/PFI又は広域型PPP/PFIの推進は、それによって集客力等の拡大を図ることができるなど、収益化の工夫の一つにもなります。

##### (3)規程の例

#### 3 優先的検討の対象とする事業

##### 二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- イ 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- ロ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

**ハ 単独の公共施設等の管理者等による単一分野の公共施設整備事業であって、イ又はロの事業費基準を満たさない場合においても、分野横断型PPP/PFI又は広域型PPP/PFIを推進することにより、それを満たす可能性がある公共施設整備事業**

また、上記の基準を満たさない事業であっても、公的不動産の利活用（スモールコンセッションを推進する事業を含む。）や、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望がある場合）で、PPP/PFIの効果が期待できるものについては、導入検討を行うものとする。

# (1)「優先的検討指針」の令和7年6月改定の反映

<指針改定（令和7年6月）の主な内容>

## ③ 多様な効果による評価の促進

指針改定（令和7年6月）の主な内容③に基づき、手引を以下のとおり見直すことなどにより、採用手法の導入検討において多様な効果による評価を取り入れることを促進。

- i) 簡易な検討において、多様な効果による評価を費用総額の比較と併せて、又は補完するものとして取り扱うことで、事業の総合的な評価に有効であることを解説に記載するとともに、規程の例にも多様な効果による評価を追記
- ii) 優先的検討規程に多様な効果による評価の例を記載している事例を紹介

### i) 記載内容の一例

#### 5. 簡易な検討

##### (2)解説

「多様な効果による評価」とは、従来重視されてきた財政負担の軽減やサービス水準向上といった直接的効果に加え、PPP/PFI事業が地域にもたらす経済面に着目した効果と、社会面に着目した効果といった間接的効果にも着目し、事業の効果として評価するという考え方です。

多様な効果による評価については、簡易な検討において、費用総額の比較と併せて、又は補完するものとして取り扱い、事業を総合的に評価することが有効です。

##### (3)規程の例

#### 5 簡易な検討

##### 二 多様な効果による評価

市は、一にかかわらず、公的負担の抑制に加え、次に掲げる多様な効果につながることを客観的に評価することにより、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

##### イ 公共サービス水準の向上

利用者数の増加、利用者満足度の向上、苦情の低減、開館時間の延長等

##### ロ 経済的価値の向上

地域企業の参画、地域雇用の創出、市外からの流入者数の増加等

##### ハ 社会的価値の向上

新技術の導入、環境負荷の軽減、防災機能の向上 等

### ii) 記載内容の一例

#### 5. 簡易な検討

##### (4)補足

##### ■茨城県土浦市（人口約14万人）における事例

土浦市では、簡易な検討における総合評価において、類似事例及び官民対話の結果、並びに費用検討を通じて、PPP/PFI手法導入によって期待される多様な効果を把握することが定められています。また、多様な効果の例についても次のとおり整理されています。

効果		効果の具体例	
公共サービス水準の向上	サービス・利便性向上	・魅力あるコンテンツの充実 ・利用の自由度の向上 ・高い専門性の発揮 ・利用実績の向上	・施設性能の向上 ・ニーズへの柔軟な対応 ・利用者満足度向上
	業務効率改善	・効果的、効率的な業務運営 ・生産、製造効率の向上	・経営改善 ・経費削減
経済的価値	地域経済波及効果	・経済波及効果 ・地域企業への発注 ・地域雇用の創出 ・地域企業の競争力強化	・地域企業の参画 ・地域経済の活性化 ・地域企業の取引拡大
	地域内人流	・にぎわいの創出	
社会的価値	新たな政策課題	・新技術の実証研究・普及・導入 ・災害対応 ・ウェルビーイングの向上 ・地域人材の育成(PFI 経験等)	・健康意識の向上 ・シビックプライドの醸成
	環境への貢献	・環境負荷低減(脱炭素等)	・環境教育の推進

# (1)「優先的検討指針」の令和7年6月改定の反映

<指針改定（令和7年6月）の主な内容>

## ④ 対象事業の基準の柔軟な設定

指針改定（令和7年6月）の主な内容④に基づき、手引を以下のとおり見直し、地方公共団体の実情に応じた対象事業の基準の柔軟な設定を促進。

- i) 地方公共団体の実情に応じて事業費基準を下回る基準を柔軟に設定することが重要である旨を解説に記載するとともに、基準を満たさない事業であっても、柔軟に検討の対象とできるよう規定の例を見直し
- ii) 指針の事業費基準を下回る基準を柔軟に設定している事例を紹介

### i) 記載内容の一例

#### 3-1. 対象事業の基準

##### (2)解説

指針ニイ（1）及び（2）の事業費基準は、指針制定時に既に類似の制度を有する地方公共団体の取組内容を反映したものです。この事業費基準をそのまま規程に適用した場合、人口規模の小さな地方公共団体では、当該基準を満たす事業が存在しないことも多くあり、規程の運用が形骸化する懸念があります。その一方で、事業費基準を過度に小さくした場合には、規程に基づく検討作業等の負担が大きくなり過ぎる懸念もあります。そのため、規程を効果的に運用するためには、貴団体の実情に応じて当該基準を下回る基準を柔軟に設定することが重要です。

##### (3)規程の例

- 3 優先的検討の対象とする事業
- ニ 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
  - イ 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
  - ロ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）
- ハ 単独の公共施設等の管理者等による単一分野の公共施設整備事業であって、イ又はロの事業費基準を満たさない場合においても、分野横断型PPP/PFI又は広域型PPP/PFIを推進することにより、それを満たす可能性がある公共施設整備事業

また、上記の基準を満たさない事業であっても、公的不動産の利活用（スモールコンセッションを推進する事業を含む。）や、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望がある場合）で、PPP/PFIの効果期待できるものについては、導入検討を行うものとする。

### ii) 記載内容の一例

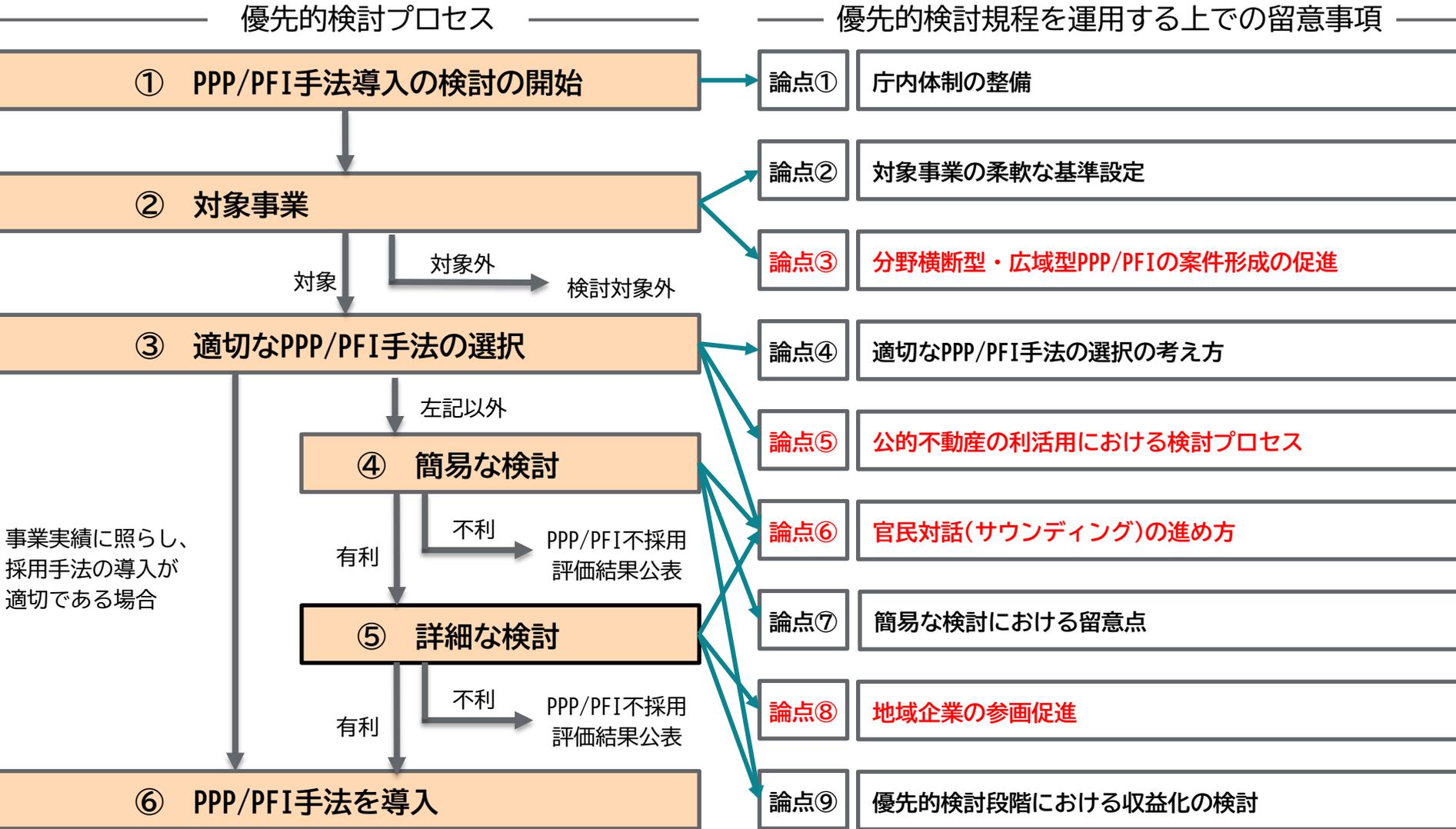
#### 3-1. 対象事業の基準

##### (4)補足

- 静岡県湖西市（人口約5.7万人）における事例  
湖西市では、過去5年間における新築・増築工事の実績と職員の事務的な負担を配慮し、事業費基準を設定しています。  
「公共施設整備事業（建設、製造または改修を含むものに限る）」については、新築・増築工事の過去の実績を踏まえ、事業費基準を3億円以上とした場合、比較的小規模な増築工事も検討対象となり、職員の事務的な負担が大きくなる懸念がされました。そのため、過去5年間の実績を参考に、「公共施設整備事業（建設、製造または改修を含むものに限る）」の事業費基準を5億円以上に設定しています。
- また、「公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る）」については、指定管理料の実績を踏まえ、職員の事務的な負担が増加しないよう、事業費基準を5,000万円以上に設定しています。
- 鳥取県智頭町（人口約0.6万人）における事例  
智頭町では、「優先的検討の対象外とする事業」を除き、発案した全事業を優先的検討の対象としています。全ての事業を検討対象とした理由は、総合計画等に記載される前の段階の事業であっても、民間活用の検討対象となる可能性があるため、そのような事業を見逃さないようにするためです。発案された事業については、PFI検討委員会で情報を集約し、確実に検討を行うこととものとしています。
- また、発案される事業の件数については、庁内職員の業務負担が著しく増加するほど多くはないと想定されたことも、全ての事業を検討対象とした理由の一つとしています。

# (2) 優先的検討規程運用支援等で把握した規定運用上の課題に基づく解説の充実

過年度に実施した優先的検討規程運用支援や調査において把握した課題を踏まえ、優先的検討規程を円滑かつ実効的に運用する上での留意事項を、9つの論点に分けて整理した。



<<凡例>> 赤字:新規追加項目

## (2) 優先的検討規程運用支援等で把握した規定運用上の課題に基づく解説の充実

過年度に実施した優先的検討規程運用支援等において把握した主な課題等及び対応は以下のとおり。

	項目	課題等	今回の改定における対応
①	庁内体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 担当課等への規程の周知や経験不足との課題が多くあげられており、勉強会等による規程の定着や実効性の確保が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 規程の周知や定着を目的とした庁内勉強会等の実施事例やプラットフォームイベント等による外部セミナー等を紹介</li> </ul>
②	対象事業基準の柔軟な設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 規程を策定する団体の人口規模等に見合った対象事業の基準設定が必要 ※事業費基準が高すぎると対象事業が少なくなり、規程が形骸化し、基準が低すぎると、対象事業が多くなり、検討コストや職員負担の増が懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 指針の事業費基準を下回る基準を柔軟に設定した事例（設定の考え方含む）を紹介</li> <li>✓ 公的不動産の利活用事業等を対象事業に含めた人口規模の小さな地方公共団体の事例を紹介</li> </ul>
③	分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費基準未滿の事業でも、複数事業の包括化や広域連携等による分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成を促進し、優先的検討の対象として遡上に上げる工夫が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 優先的検討に至るまでのプロセスに、分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を追加</li> <li>✓ 分野横断型・広域型PPP/PFIを推進する必要性等についての解説を追加</li> </ul>
④	適切なPPP/PFI手法の選択の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PPP/PFI手法は多様なため、経験の少ない地方公共団体では選択が難しい場合がある。</li> <li>➢ 既存の運用の手引の事例が古く、最近の事例を整理した参考資料が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業手法の選択の参考とするため、直近10年における事業分野ごとの先行事例データや想定されるPFI手法、検討のポイント等を掲載</li> </ul>
⑤	公的不動産の利活用における検討プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公的不動産の利活用事業を優先的検討の対象に含める団体が増えてきているが、PPP/PFI手法の検討手順と異なる部分があることから、別の検討プロセスの整理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公的不動産の利活用事業を優先的検討の対象として、独自の検討プロセスを設定している事例を紹介</li> </ul>
⑥	官民対話（サウンディング）の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 官民対話（サウンディング）の進め方や意義についての理解が不十分な場合があり、実施に先立って、実施方法や実施によるメリットなどの周知が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検討段階別に官民対話を実施する意義（狙い）や想定される手法についての解説を追加</li> <li>✓ 実施方法や実施上の留意点についての解説を追加</li> </ul>
⑦	簡易な検討における留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 簡易な検討において費用総額の比較を行う場合のVFMの算定に職員が苦慮しているとの課題があげられており、VFM算定についての理解促進が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 費用総額の比較（VFM算定含む）における留意点等について、再整理</li> </ul>
⑧	地域企業の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域企業のPPP/PFI事業への理解促進や地元企業の参画を促す工夫（加点、下請け要件等）が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域経済や社会に多くのメリットをもたらす「ローカルPFI」の視点が重要であることを記載</li> <li>✓ 地域企業の参画を促す工夫を行った事例を紹介</li> </ul>
⑨	優先的検討段階における収益化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コンセッション事業等を検討する場合の検討方法についての理解促進が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 近年のコンセッション事業の事例を紹介</li> </ul>

# (2) 優先的検討規程運用支援等で把握した規定運用上の課題に基づく解説の充実

＜規程運用上の課題に基づく留意事項＞

## ④ 適切なPPP/PFI手法の選択の考え方

適切なPPP/PFI手法を選択においては、採用手法選択のフローチャートのほか、同種又は類似の事例を参考として手法を絞り込むことができます。

本手引において、手法選択の際の参考となるよう、直近10年の事例データをもとに、事業分野別に、想定されるPFI手法、検討のポイント、実際に採用されたPFI事業手法等を以下のとおり整理しています。

### ■ 記載内容の一例

#### ◆ 事例集の掲載事業分野について

- ✓ 各施設類型における近年のトレンドを踏まえた検討ができるように、直近10年間（平成26年4月～令和6年3月）を対象に、令和6年3月31日時点での内閣府の調査データに基づき、各施設類型の先行事例の分析を行っています。
- ✓ 事例集の対象とする事業分野の選定理由と対象とする事業分野は次のとおりです。

ア PFI等の実施件数が多い分野

イ アクションプランにおける重点分野

（地方公共団体によるPFI事業件数が少ない事業分野を除く。）

ウ 今後実施見込みの多い分野

（全地方公共団体へのアンケート調査による。）

対象とする事業分野		
1	文化社会 教育施設	学校施設
2		文化・社会教育施設（学校施設を除く）
3		スポーツ施設
4	医療・福祉 施設	病院・診療所・医療・福祉施設 （児童福祉施設を除く）
5	環境衛生 施設	斎場
6		廃棄物処理施設
7		浄化槽
8	経済地域 振興施設	MICE施設
9		観光・地域振興施設
10		住宅・宿舍
11		公園
12	インフラ	上水道・下水道
13	行政施設	庁舎

1 学校施設					
想定されるPFI手法	BTO/RO				
検討のポイント	<p>【①民間の業務範囲】新たな施設の整備事業や耐震化事業では施設整備関連業務や維持管理業務を業務範囲とすることが多く、空調整備事業では更に移設等に関する業務を対象とする事例が多い。また、給食センターでは、献立作成、提供食数の決定、食材調達、検収等の一部運営業務を引き続き公共が実施している事例も多い。</p> <p>【②複合化・バンドリング】生涯学習施設、図書館等との複合化により効率的な施設整備や新たな教育的効果の創出を図ることも有効だが、児童・生徒等と他施設利用者との動線分離、安全確保等に留意が必要。また、空調整備事業や耐震化事業では複数施設を一括した事業化によるスケールメリットの創出が期待できる。</p> <p>【③リスク分担】給食センターでは、児童・生徒数の増減による需要変動や衛生管理に関する官民リスク分担の整理がポイントとなる。</p>				
PFI事業件数	209件（直近10年では123件）				
事業手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近10年の123件の事例のうち、122件はBTO方式を採用している</li> <li>・給食センター整備事業は67件あり、BTO方式が66件、RO方式が1件</li> <li>・空調整備事業は38件あり、すべてBTO方式</li> <li>・学校施設整備事業は18件あり、すべてBTO方式</li> <li>・行政財産の使用許可を併用している事例もある</li> </ul>				
事業類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近10年の123件の事例のうち、122件はサービス購入型、1件は混合型</li> </ul>				
事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食センター整備事業の付帯事業として、無人野菜販売機やコイン精米機の設置、会議室の貸出、食育講座の開催等が実施されている事例もある</li> <li>・空調整備事業はすべて複数校を対象としたバンドリング事業である</li> <li>・学校の運営業務は公共が行うため、学校施設整備事業における施設整備後の民間事業者の業務範囲は維持管理業務が該当する</li> <li>・学校施設整備事業は地域交流拠点や図書館等と合わせて事業化した事例もある</li> </ul>				
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近10年の123件の事例の内、10年未満の事業は1件、10年以上15年未満の事業は35件、15年以上20年未満の事業は81件、20年以上の事業は5件となっている（1件は事業期間未定）</li> </ul>				
平均VFM	<table border="1"> <tr> <td>特定事業選定時</td> <td>6.3%</td> <td>事業者選定時</td> <td>10.7%</td> </tr> </table>	特定事業選定時	6.3%	事業者選定時	10.7%
特定事業選定時	6.3%	事業者選定時	10.7%		
事業費	10億7,828万円～263億9,369万円（契約金額、税込）				

# (3)「優先的検討規程策定の手引」と「同 運用の手引」の統合・再編

2つの手引を「優先的検討規程策定・運用の手引」として1冊に統合し、重複する内容を解消するとともに、地方公共団体の職員が読みやすいように構成の見直しを行った。

※「運用の手引」に掲載されていた事例については、平成29年度当初のものではあるものの、今も参考になる事例もあることから別冊として整理した。

## 策定の手引

章項目	項目名
I.	指針の位置づけ等
II.	優先的検討の開始時期
III.	対象事業
IV.	適切なPPP/PFI手法の選択
V.	簡易な検討
VI.	詳細な検討
VII.	評価結果の公表
VIII.	PPP/PFI手法の導入拡大の留意事項
IX.	人口20万人未満の団体の取組等
別紙	別紙1～別紙7
参考	参考1、参考2
別冊	優先的検討規程の例

※小規模自治体の事例等を各項目に掲載

## 運用の手引

章項目	項目名
第1章	基礎編
1	優先的検討の運用上の課題
2	優先的検討プロセスに関するQ&A
3	PPP/PFI手法選択の考え方
4	簡易な検討における <b>数値設定</b>
第2章	応用編
1	PPP/PFI推進アクションプランの考え方
2	優先的検討段階における収益化の検討
3	庁内体制の <b>構築</b>
第3章	事例編 (PPP/PFI事例集)
参考	参考資料 (VFM分析データ、支援制度の紹介)

※Q&Aの回答を各項目の解説にも反映

削除

## 策定・運用の手引

章項目	項目名
	はじめに
第1章	策定編
1	指針の位置付け等
2	優先的検討の開始時期
3	対象事業
4	適切なPPP/PFI手法の選択
5	簡易な検討
6	詳細な検討
7	評価結果の公表
8	PPP/PFI手法導入拡大を図るための留意事項
第2章	運用編
1	優先的検討規程の運用上の課題
2	庁内体制の <b>整備</b>
3	<b>分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進</b>
4	<b>適切なPPP/PFI手法の選択の考え方</b>
5	<b>公的不動産の利活用における検討プロセス</b>
6	<b>官民対話（サウンディング）について</b>
7	簡易な検討における <b>留意点</b>
8	<b>地域企業の参画促進</b>
9	優先的検討段階における収益化の検討
別紙	別紙1～別紙7
参考	参考1～3
別添	優先的検討規程の例、 <b>Q&amp;A集</b>
別冊	別冊PPP/PFI事例集、VFM分析データ

≪凡例≫ 赤字：新規追加項目 グレーハッチ：削除項目 太字下線：修正項目